

第1 保健福祉グループの業務

第1-3 障がい者支援チームの業務

1 身体障がい者（児）の状況（P56, 57、7 関連資料(1), (2)参照）

県中地域の身体障がい者数（身体障がい者手帳所持者数）は、平成19年4月1日現在で19,339人（前年比390人増）となっています。

障がい種別では、肢体不自由者（58.3%）が最も多く、内部機能障がい者（25.3%）が続いています。

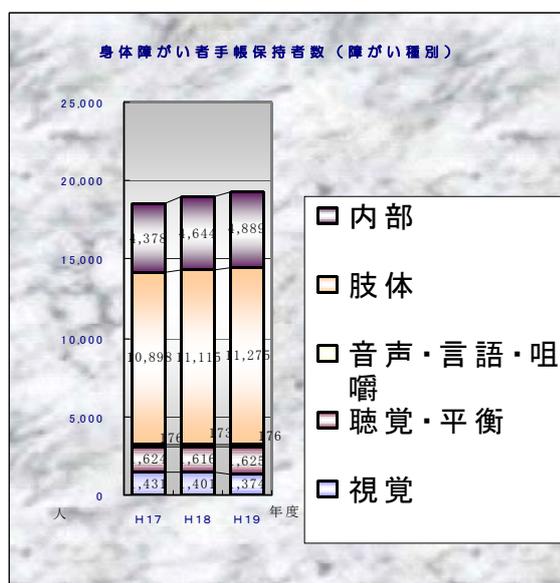
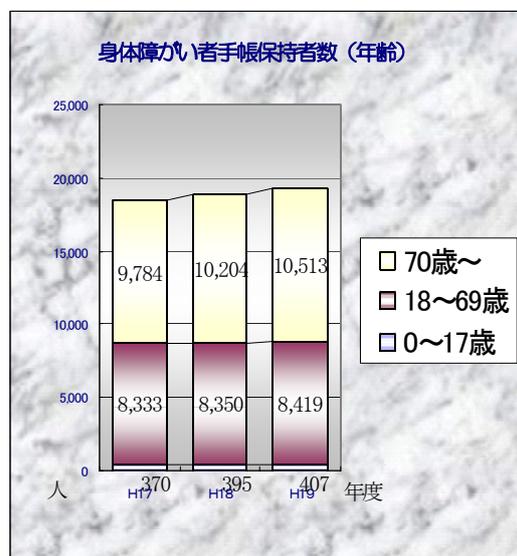
障がい等級別では、重度（1級及び2級）が全体の55.7%、中度（3級及び4級）が31.5%、軽度（5級及び6級）が12.7%となっており、重度者の比率が高くなっています。

年齢別では、60歳以上の障がい者が72.4%を占め、また、他の年齢層に比較して増加率が高くなっています。

管内身体障がい者手帳保持者数の推移

（各年度 4月1日現在）

年度	総数	0歳～ 17歳	18歳～ 69歳	70歳～	視覚	聴覚 平衡	音声 言語 咀嚼	肢体	内部
H17	18,487	370	8,333	9,784	1,431	1,624	176	10,898	4,378
H18	18,949	395	8,350	10,204	1,401	1,616	173	11,115	4,644
H19	19,339	407	8,419	10,513	1,374	1,625	176	11,275	4,889



2 身体障がい者（児）の福祉

身体障がい者の福祉については、障害者自立支援法の理念を踏まえ、利用者の立場に立った制度の運用と市町村の支援に務めるとともに、職業能力や生活能力の回復を図り、生活の安定と向上が図られるよう各種福祉施策を推進します。

(1) 障害者自立支援法に基づくサービス（身体、知的、精神の三障がい共通）

サービスは障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個々に支給決定が行われる「自立支援給付」（介護給付、訓練等給付）と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分かれます。

ア 介護給付（市町村）

(ア) 居宅介護（ホームヘルプ）〔障がい程度区分1以上〕

入浴、排せつ、食事の介護等、居宅での生活全般にわたる援助サービス

(イ) 重度訪問介護〔障がい程度区分4以上〕

重度の肢体不自由者を対象に、居宅での介護や外出時における移動中の介護を行う総合的なサービス

(ロ) 行動援護〔障がい程度区分3以上〕

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難のある障がい者を対象とした行動の際に生じ得る危険回避のために必要な援護や外出時における移動中の介護

(ハ) 療養介護〔障がい程度区分5、6〕

主として日中に病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活上の世話等

(ニ) 生活介護〔障がい程度区分3以上（50歳以上区分2以上）〕

常時介護を要する障がい者を対象に、主として日中に障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作活動、生産活動の機会の提供等

(ホ) 児童デイサービス〔個別療育、集団療育が必要な児童〕

障がいを有する児童を肢体不自由児施設等に通わせ提供される日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等

(ヘ) 短期入所〔障がい程度区分1以上〕

介護者の病気等を理由に、障害者支援施設等への短期入所による入浴、排せつ、食事の介護等

(コ) 重度障害者等包括支援〔障がい程度区分6〕

常時介護を要する重度障がい者・障がい児を対象とした居宅介護等の福祉サービスの包括的支援

(ク) 共同生活介護（ケアホーム）〔障がい程度区分2以上〕

主として夜間に行われる共同生活を営むべき住居における入浴、排せつ、食事の介護等

(ケ) 施設入所支援〔障がい程度区分4以上（50歳以上区分3以上）〕

施設入所者を対象に、主として夜間行われる入浴、排せつ、食事の介護等

イ 訓練等給付（市町村）

(ア) 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした身体機能の向上のための有期の訓練等

- (イ) 自立訓練（生活訓練）
自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした生活能力の向上のための有期の訓練等
- (ウ) 宿泊型自立訓練
家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援等
- (エ) 就労移行支援
就労を希望する障がい者に対して提供される就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練等
- (オ) 就労継続支援A型
雇用契約等に基づき生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等
- (カ) 就労継続支援B型
生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等
- (キ) 共同生活援助（グループホーム）
主として夜間に行われる共同生活を営むべき住居における相談、その他の日常生活上の援助
- ウ 地域生活支援事業（市町村）
 - (ア) 相談支援事業
障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行うほか、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う
 - (イ) コミュニケーション支援事業
聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行う
 - (ウ) 日常生活用具給付等事業
重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行う
 - (エ) 移動支援事業
屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行う
 - (オ) 地域活動支援センター事業
障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る
 - (カ) その他事業
日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、身体障がい者更正訓練費支給、身体障がい者就職支度金支給
- エ 自立支援医療（市町村、県）
障がい者に必要な医療の給付を行います。
 - (ア) 育成医療（障がい児）
 - (イ) 更生医療（身体障がい者）
 - (ウ) 精神通院医療（精神障がい者）
- オ 補装具費支給制度（市町村）
身体の一部欠損または身体の機能の損傷を補い、日常生活または職業生活を容易

にするために用いられる用具の交付及び修理を行います。

(2) 障害者自立支援法以外の身体障がい者福祉法による援護施策

ア 身体障がい者福祉司及び社会福祉主事による助言指導

イ 身体障がい者相談員の配置

身体障がい者の福祉の増進のため、管内11市町村に13人の民間人を相談員として委嘱、配置し、身体障がい者のあらゆる問題について相談に応じ、関係機関への連絡、身体障がい者援護施策の啓発等を行います。

ウ 身体障がい者手帳交付 (P56、7 関連資料(1), (2) 参照)

補装具、更生医療の給付、施設への入所等の身体障がい者福祉法上の各種援護を受ける場合や、税の減免、JR運賃の割引等の各種制度を利用する際に、法に定める身体障がい者であることの証票として交付されます(県障がい者総合福祉センター)。

エ 在宅重度身体障がい者訪問審査

日常生活に著しい支障のある在宅の重度身体障がい者に対し、医師等を派遣して診査及び更生相談を行い、福祉の増進を図ります(市町村)。

オ 社会事業授産施設等運営事業

身体障がい者が生活保護法に基づく授産施設に入所する際、基準該当施設に事務費を交付します(市町村)。

カ 65歳未満の身体障がい者の介護保険法のデイサービス・短期入所の利用(市町村)

キ 障がい者自立生活センター支援事業

障がい者自ら運営する相談事業に対して、運営を補助します(市町村)。

(3) 県単独による施策

ア 重度心身障がい者医療費補助金の交付 (P59、7 関連資料(4) 参照)

重度心身障がい者の健康保持とその福祉増進を図るため、医療費自己負担額を公費で負担します。

イ 在宅重度障がい者対策事業補助金の交付 (P59、7 関連資料(4) 参照)

在宅重度障がい者の日常生活において、常に医療的介助を必要とする方に治療材料等を給付することによって経済的負担の軽減を図ります。

ウ 人工透析患者通院交通費補助金の交付 (P59、7 関連資料(4) 参照)

腎臓機能障がい者の経済的負担の軽減を図るため、障がい者の人工透析のため医療機関へ通院するのに要する交通費に対し市町村が補助する場合、当該市町村に対して補助します。

エ 障がい者小規模作業所運営事業

在宅障がい者の社会復帰を促進するため、障がい者団体等が運営している「小規模作業所」に補助を行う市町村に対して補助金を交付し、障がい者の就労の場の拡充に努めます。

(4) その他の施策

ア 特別障がい者手当等支給制度 (P58、7 関連資料(3) 参照)

在宅の重度障がい者(児)に対して、その重度の障がいのために生じる特別の負担の一助として手当を支給することにより、重度障がい者(児)の福祉の向上を図ります。

イ JR及びJRバス運賃の割引

ウ 県内民間バス運賃の割引

- エ 航空運賃の割引
- オ 税法上の優遇措置
- カ 有料道路における特別割引制度
- キ NHK放送受信料の減免
- ク 公営住宅の優先入居

3 知的障がい者（児）の状況（P60、7 関連資料(5)参照）

県中地域の知的障がい者数（療育手帳所持者数）は、平成19年4月1日現在で3,400人（前年比137人増）となっています。

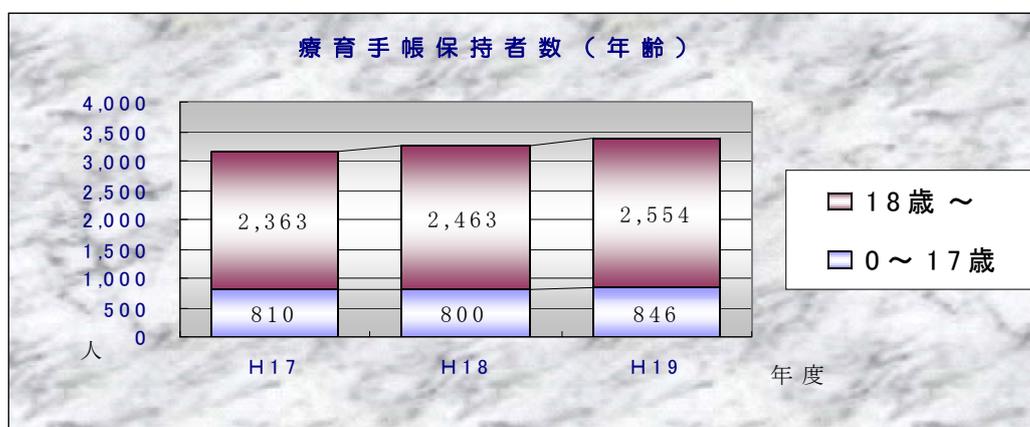
障がい程度別では、A（最重度及び重度）は1,421人（同53人増）で、全体の41.8%を、B（中度及び軽度）は1,979人（同84人増）で、全体の58.2%を占めています。

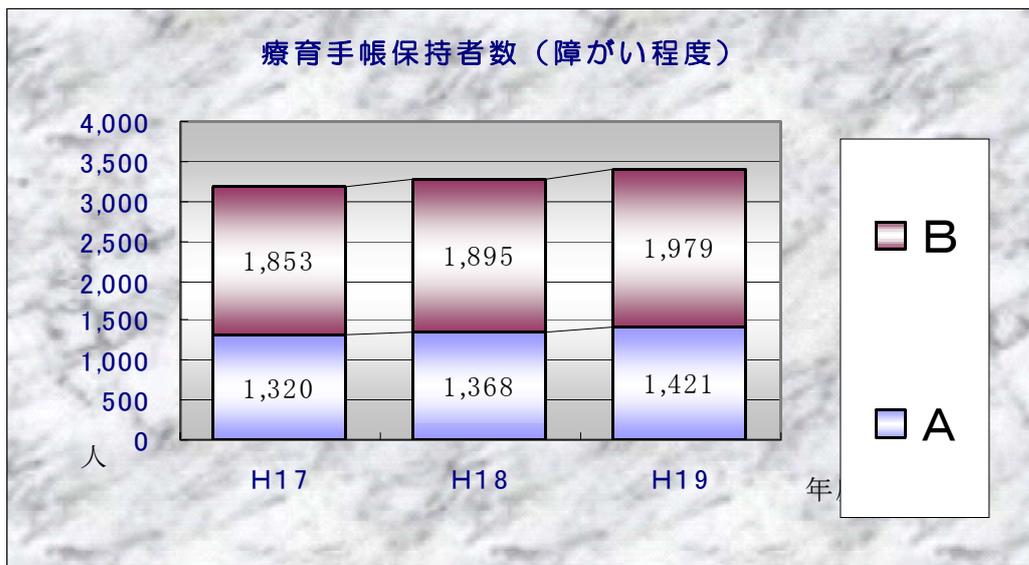
年齢別では、18歳未満の知的障がい児は846人（同46人増）で、全体の24.9%を、18歳以上の知的障がい者は2,554人（同91人増）となっています。

管内療育手帳保持者数の推移

（各年度 4月1日現在）

年 度	総 数	0歳～17歳	18歳～	A	B
H17	3,173	810	2,363	1,320	1,853
H18	3,263	800	2,463	1,368	1,895
H19	3,400	846	2,554	1,421	1,979





4 知的障がい者（児）の福祉

知的障がい者（児）の福祉については、障害者自立支援法の理念を踏まえ、利用者の立場に立った制度の運用と市町村の支援に務めるとともに、職業能力や生活能力の回復を図り、生活の安定と向上が図られるよう各種福祉施策を推進します。

(1) 障害者自立支援法に基づくサービス（身体、知的、精神の三障がい共通）

P47～48を参照ください。

(2) 知的障がい者福祉法による援護施策

ア 知的障がい者福祉司及び社会福祉主事による助言指導

イ 知的障がい者更生相談所（県障がい者総合福祉センター）

医学的、心理学的及び職能的判定を行い、指導方針を与えます。

ウ 知的障がい者相談員

知的障がい者を家族に持つ家庭における教育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言を行うため、管内11市町村に10人の民間人を相談員として委嘱、配置し、知的障がい者の福祉増進に努めます。

エ 療育手帳の交付（P60、7 関連資料(5)参照）

知的障がい者（児）に対して、一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、療育手帳の交付を行います（県障がい者総合福祉センター）。

オ 職親委託

知的障がい者を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うことによって、就職に必要な素地を与えると同時に雇用の促進と職場における定着性を高め、知的障がい者の自立更生を図ります（市町村）。

(3) 県単独による施策

ア 障がい児（者）地域療育等支援事業

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、県中地域及び圏域における療育機能との重層的な連携を図ることによって、障がい児（者）の福祉の向上を図ります。

イ 重度心身障がい者医療費公費負担（身体障がい者（児）に同じ）

ウ 障がい者小規模作業所運営事業（身体障がい者（児）に同じ）

(4) その他の施策（P47「2 身体障がい者（児）の福祉」を参照ください。）

5 障がい児の福祉

障害者自立支援法に基づくサービス（居宅介護、児童デイサービス、短期入所、行動援護、重度障害者等包括支援、重度訪問介護）

P47～48を参照ください。

6 精神保健福祉

児童等を含めた一般住民への心の健康づくりのための啓発活動を行うとともに、精神疾患を持つ人への早期発見、適正医療ができるよう相談等を実施しています。

また、精神障害者への社会復帰のための社会資源の整備推進や相談指導等を行っており、今後も、精神障がい者に対するリハビリテーションとノーマライゼーションの推進が図られるよう、地域精神保健活動の充実や福祉施策の推進に努めます。

(1) 障害者自立支援法に基づくサービス（身体、知的、精神の三障がい共通）

P47「2 身体障がい者（児）の福祉」を参照ください。

(2) 措置入院患者及び移送等の状況

精神障がい又はその疑いのある者のうち、「自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす恐れがある」と2人以上の精神保健指定医により診断された者を措置入院させて、医療及び保護を行っています。

年度	通報受理 件数	診察件数	措置入院		34条移送	退院請求
			継続	新規		
H18	30	25	4	14	5	5

(3) 自立支援医療申請承認及び精神障害者保健福祉手帳交付状況

障害者自立支援法施行に伴い、平成18年度からは通院医療公費負担が自立支援医療（精神通院医療）に移行されました。

年度	自立支援医療		精神障害者保健福祉手帳	
	申請	承認	申請	承認
H18	1,617	1,614	604	599

(4) ひきこもり対策事業

ひきこもり本人、家族に対する支援として相談、家族教室を実施しています。

年 度	相談件数		家族教室参加者数		
	実数	延数	実施回数	実数	延数
H16	32	70	7 回	24	70
H17	18	58	7 回	21	67
H18	13	21	7 回	17	78

(5) 精神障がい者社会復帰相談指導事業

回復途上にある精神障がい者の社会適応を図るため、基本的な生活訓練や対人関係を育むことを目的とし3地域で実施しています。

地区名		開催回数	参加実人員	参加延人員
H16		36	43	360
H17	須賀川・岩瀬	12	10	79
	石 川	12	16	140
	田 村	12	16	138
	計	36	42	357
H18	須賀川・岩瀬	12	8	64
	石 川	12	13	117
	田 村	12	10	38
	計	36	31	219

(6) 精神保健福祉ボランティア講座

精神障がいに対する正しい知識を持ち、心の病を持つ人の良き理解者として、地域で自主的な活動を行うボランティアを育成することを目的に実施しています。

年 度	開催回数	参加実人員	参加延人員
H16	6	34	76
H17	1	26	26
H18	1	24	24

※ボランティア組織が結成され社会復帰相談指導事業、共同作業所への支援等を行っています。

(7) アルコール談話会開催状況

アルコール関連問題をはじめとするアディクション（嗜癖）に関する相談と、回復のためのミーティングを開催しています。

年 度	開催回数	参加人員
H16	12	64
H17	12	74
H18	12	80

(8) 精神保健普及啓発

住民の精神保健福祉に対する正しい知識と理解を深め、精神的健康の保持増進を図ることができるように、福島県精神保健福祉協会県中支部との共催等により講演会を行っています。

年 度	共 催	
	開催回数	参加人員
H16	10	785
H17	6	510
H18	14	573

(9) 社会適応訓練事業委託状況

通院中の精神障がい者の中で、障害のために通常の就職が困難な人を対象に、一定期間事業所に作業の訓練を委託して、円滑な社会復帰のための援助を行っています。

年 度	委託事業所数	対 象 者 数	訓 練 延 日 数
H16	6	10	913
H17	6	7	1,319
H18	3	6	1,009

(10) 県中地域精神障がい者地域支援体制

障がい者ケアマネジメント体制整備推進事業及び実践指導等精神障がい者の地域における生活を支援するために、ケアマネジメント体制整備の検討及び障がい者のケア計画の検討等を行い、サービスの提供を実施しています。

障がい者ケアマネジメント実践指導等

年 度	出張講座	県中圏域自立促進 支援協議会への支援	自立支援員の設置	生活訓練の実施
H18	3 病院	4回	4名	11名

(11) 病院実地指導

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6及び厚生労働省通知に基づき、人権に配慮した適正な精神医療の確保、精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進するため、担当職員及び指定医が精神病院に立入検査を実施しています。

年 度	病 院 数	一般実地指導	特別実地指導
H16	5	3	2
H17	5	3	2
H18	5	3	2

(12) 精神障がい者小規模作業所指導

厚生労働省通知により、精神障がい者の人権に配慮した作業指導や生活訓練がなされているかについて、補助金交付作業所に対して、市町村及び保健所で実施しています。

年 度	作業所数	作業所指導数
H16	13	3
H17	16	6
H18	11	5

(13) 社会資源の整備状況

各種施設整備のための相談支援及び補助金交付申請窓口、さらに精神障がい者の人権の尊重に特に配慮が必要であることから利用者の適正処遇のため指導監査等を行っています。

精神障がい者の社会復帰施設等の状況 (平成19年4月1日現在)

	郡山市	須賀川岩瀬地域	石川地域	田村地域	計
生活訓練施設	2				2
福祉ホーム	0	1			1
通所授産施設	0				0
小規模通所授産施設	2				2
地域生活支援センター	0				0
小規模作業所	6	2	1	2	11

(14) こころの健康・自殺予防対策事業

近年増加の著しい中高年の自殺を抑制するため、平成18年度から地域に根ざした自殺予防対策を実施しています。

年度	講演会		スクリーニング		事後指導		検討会	
	回数	参加人数	実施者数	陽性数	回数	参加人数	回数	参加人数
H18	3	127	1,432	291	5	54	1	23

(2) 市町村別等級別年齢別身体障がい者数

(平成19年4月1日現在)

区分 市町村	身体障 がい者数 合計	等級別身体障がい者数					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
鏡石町	440	146	80	66	87	26	35
天栄村	341	97	65	43	66	29	41
石川町	772	239	156	124	147	54	52
玉川村	333	110	61	49	67	21	25
平田村	406	140	84	55	62	37	28
浅川町	274	89	47	41	58	24	15
古殿町	307	116	47	40	55	30	19
三春町	726	242	144	103	131	50	56
小野町	508	179	84	79	97	35	34
町村計	4,107	1,358	768	600	770	306	305
郡山市	10,317	4,046	1,987	1,222	1,896	617	549
須賀川市	2,973	1,065	506	402	581	215	204
田村市	1,942	622	423	249	381	130	137
市計	15,232	5,733	2,916	1,873	2,858	962	890
合計	19,339	7,091	3,684	2,473	3,628	1,268	1,195

(平成19年4月1日現在)

区分 市町村	身体障 がい者数 合計	年齢別身体障がい者数						
		0～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
鏡石町	440	12	10	13	24	56	96	229
天栄村	341	4	6	3	12	41	51	224
石川町	772	8	18	14	36	92	140	464
玉川村	333	4	8	13	21	46	47	194
平田村	406	3	10	5	24	56	51	257
浅川町	274	4	6	4	14	36	48	162
古殿町	307	3	6	5	12	34	39	208
三春町	726	13	22	28	50	76	118	419
小野町	508	11	15	9	35	59	78	301
町村計	4,107	62	101	94	228	496	668	2,458
郡山市	10,317	254	273	436	646	1,483	2,001	5,224
須賀川市	2,973	65	54	81	176	432	530	1,635
田村市	1,942	26	35	38	118	237	292	1,196
市計	15,232	345	362	555	940	2,152	2,823	8,055
合計	19,339	407	463	649	1,168	2,648	3,491	10,513

(4) 市町村別重度障がい者支援事業給付状況

(平成18年度)

事業名 市町村名	重度心身障がい者医療費補助事業		在宅重度障がい者対策事業			人工透析患者通院交通費補助事業	
	給付件数	給付額	治療材料費 給付件数	衛生機材費 給付件数	給付額	補助対象 人員	給付額
鏡石町	4,652	20,427,027	58	90	533,600	2	340,480
天栄村	3,438	13,928,813	24	0	72,000	3	215,035
石川町	7,026	33,613,535	55	133	697,000	12	525,053
玉川村	3,551	14,940,920	60	28	291,850	3	144,000
平田村	3,626	19,813,120	0	12	48,000	4	298,017
浅川町	2,041	11,897,150	17	12	93,000	5	101,566
古殿町	3,494	16,733,127	12	0	36,000	5	420,125
三春町	6,588	34,604,833	85	112	703,000	11	595,634
小野町	3,668	19,397,656	42	81	450,000	11	567,036
町村計	38,084	185,356,181	353	468	2,924,450	56	3,206,946
郡山市	109,742	544,420,058					
須賀川市	31,523	153,625,596	365	132	1,622,738	0	0
田村市	16,747	79,640,786	191	175	1,273,000	28	2,793,385
市計	158,012	777,686,440	556	307	2,895,738	28	2,793,385
合計	196,096	963,042,621	909	775	5,820,188	84	6,000,331

在宅重度障がい者対策事業及び人工透析患者通院交通費補助事業については、中核市は補助対象外

(5) 市町村別療育手帳交付状況

(平成19年4月1日現在)

項目	療育手帳										人口	療育手帳 交付率 %		
	A					B							合計	
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳以上				
市町村名														
鏡石町	12	18	30	15	26	41	27	44	71	12,735	0.6			
天栄村	5	21	26	1	14	15	6	35	41	6,364	0.6			
岩瀬郡計	17	39	56	16	40	56	33	79	112	19,099	0.6			
石川町	7	58	65	13	53	66	20	111	131	18,668	0.7			
玉川村	7	14	21	10	23	33	17	37	54	7,506	0.7			
平田村	2	17	19	2	37	39	4	54	58	7,295	0.8			
浅川町	4	23	27	7	16	23	11	39	50	7,121	0.7			
古殿町	2	17	19	2	28	30	4	45	49	6,342	0.8			
石川郡計	22	129	151	34	157	191	56	286	342	46,932	0.7			
三春町	13	48	61	10	70	80	23	118	141	18,891	0.7			
小野町	4	28	32	11	32	43	15	60	75	11,913	0.6			
田村郡計	17	76	93	21	102	123	38	178	216	30,804	0.7			
郡部計	56	244	300	71	299	370	127	543	670	96,835	0.7			
郡山市	215	520	735	305	797	1,102	520	1,317	1,837	337,910	0.5			
須賀川市	51	195	246	87	215	302	138	410	548	80,301	0.7			
田村市	25	115	140	36	169	205	61	284	345	42,480	0.8			
市部計	291	830	1,121	428	1,181	1,609	719	2,011	2,730	460,691	0.6			
合計	347	1,074	1,421	499	1,480	1,979	846	2,554	3,400	557,526	0.6			